平成 19 年 12 月 18 日 環境創造・資源循環委員会資料 資 源 循 環 局

資源物(古紙)売払代金請求事件について

1 概要

本市が分別収集した古紙・古布の買受業者であった㈱辰美ペーパーランドが、本市から買受けた古紙代金を納付期限までに支払わず、その後の督促にも応じなかったため、未納代金に対する仮執行(強制執行)の認可を横浜地方裁判所に求めておりましたが、平成19年11月22日、当該地方裁判所から判決が出されました。

判決は、本市の主張が全面的に認められたものとなっており、その後、被告の辰美ペーパーランドが控訴しなかったため、同年12月12日、この判決が確定しました。

2 判決の内容

(1) 事件名

平成19年(ワ)第2002号 資源物(古紙)売払代金請求事件

(2) 当事者

原告:横浜市

被告:株式会社辰美ペーパーランド

(3) 主文

ア 本事件の仮執行宣言付支払督促は、1,083 万5,437 円及びこれに対する平成19 年7月22 日から支払済みまで年14.6%の割合による金員並びに支払督促申立手続費用2万9,930 円及び仮執行宣言手続費用2,100 円を支払えとの限度において認可する。

イ 督促異議申立て後の訴訟費用は被告の負担とする。(訴訟手数料 28,000 円と書類 郵送料など(金額未確定))

3 今後の対応

今回の判決により、本市は、仮執行宣言付支払督促を債務名義として、未納代金等の強制執行が可能となっております。

今後も相手方に対して、引き続き支払交渉を行ってまいりますが、強制執行を具体的な選択肢の一つとしつつ、弁護士等とも相談の上、債権の回収に向けて最善を尽くしてまいります。

[本件の経過]

- H19.3.19 「支払督促」申立て(横浜市⇒神奈川簡易裁判所)
- H19.3.24 「支払督促」発付送達(神奈川簡易裁判所⇒辰美ペーパーランド)
- H19.4.10 「仮執行宣言付支払督促」申立て(横浜市⇒神奈川簡易裁判所)
- H19. 5. 14 「仮執行の宣言」送達(神奈川簡易裁判所⇒辰美ペーパーランド)
- H19. 5. 23 「督促異議」申立て(辰美ペーパーランド⇒神奈川簡易裁判所)
- H19.6.6 「補正命令」の送達(横浜地方裁判所⇒本市)
- H19.6.20 本訴への「補正手続き」(専決処分書を本市⇒横浜地方裁判所)

<民事訴訟へ移行>

- H19.10.1 第1回口頭弁論
- H19.11.1 第2回口頭弁論
- H19.11.22 判決「本市の仮執行を認可する」(横浜地方裁判所⇒本市・辰美ペーパーランド)

H19.12.12 判決の確定(債務名義(強制執行権)の確定)

9月26日 常任委員会で 承認済み